

使用料・手数料の見直しに伴う各種条例の改正

1 概要

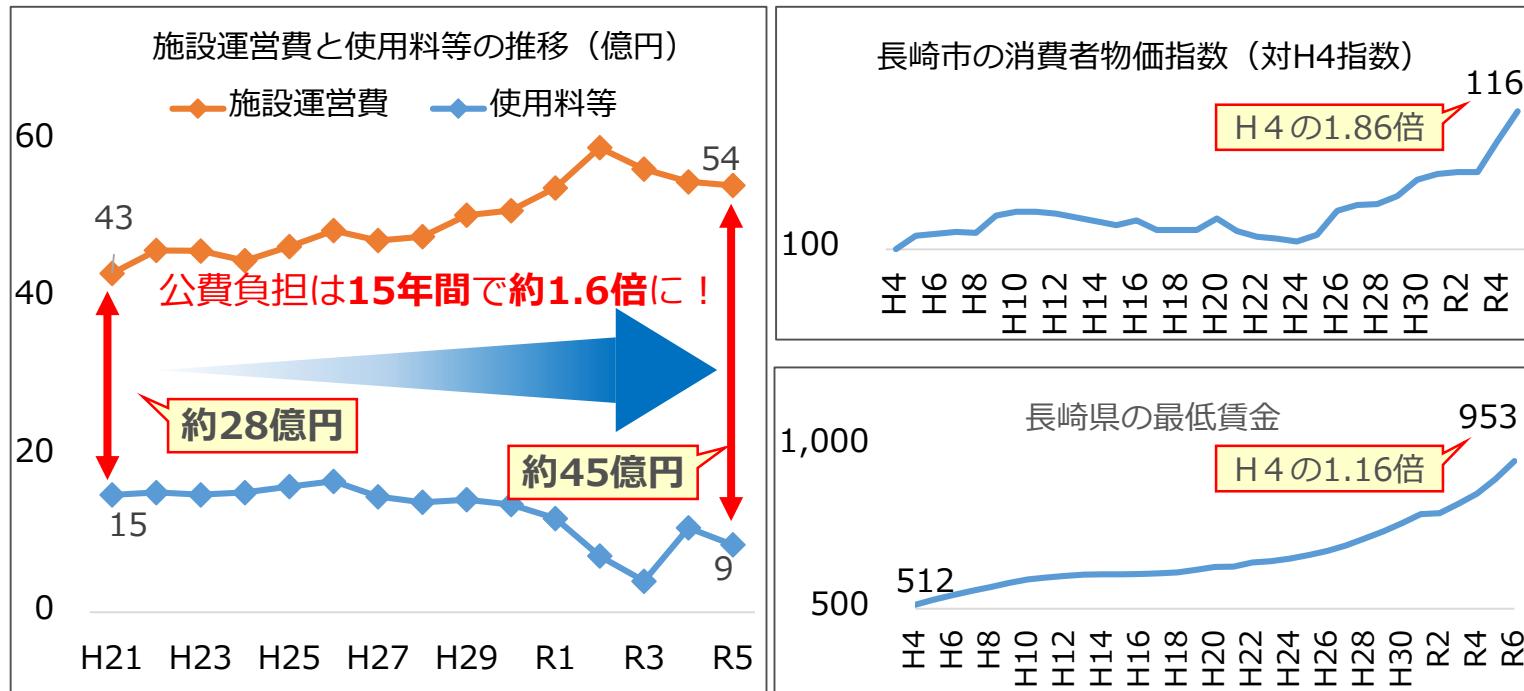
平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していない使用料・手数料について、受益者負担の原則を基に改定するもの。

2 背景

使用料や手数料は、これまで改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、**約30年間改定していない**。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費**は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する**使用料**で賄うべき**施設運営費**を賄えておらず、不足分は**公費（税金等）**で補っている状況である。

このため、**受益者負担の原則**に基づき**使用料及び手数料**を改定する。



使用料・手数料の見直しに伴う各種条例の改正

3 改正内容

●対象 公の施設の使用料（約210施設）
手数料（約820件）

●主な使用料

グラバー園（一般）
620円 ▶ 1,300円



中央公民館
521円 ▶ 700円



市民総合プール（一般）
470円 ▶ 700円



長崎原爆資料館 11:02am
(一般) 200円 ▶ 据え置き
(高校生以下) 100円 ▶ 無料



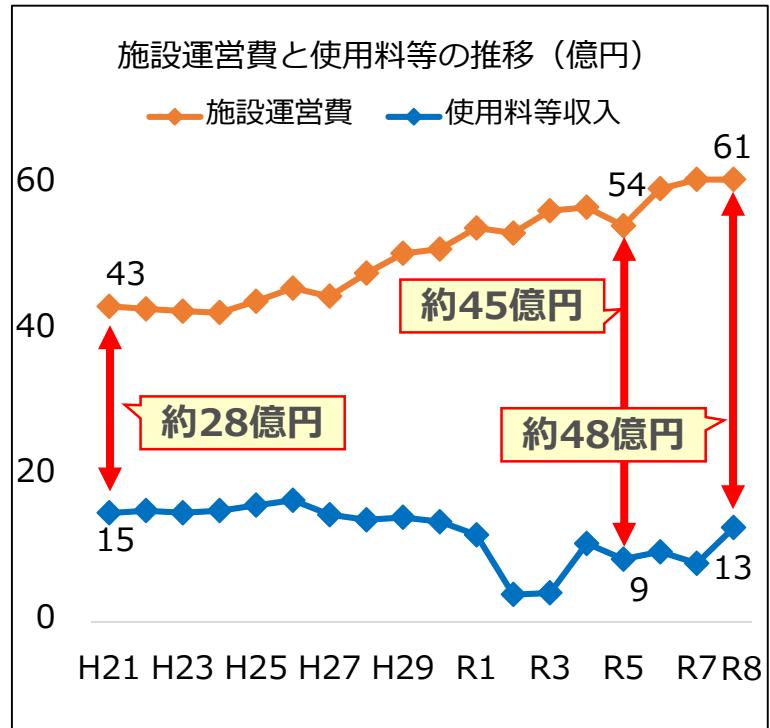
使用料・手数料の見直しに伴う各種条例の改正

3 改正内容

● 主な手数料

- 税に関する証明手数料 300円 ▶ 400円
- 住民票の交付手数料 300円 ▶ 400円
- コンビニ交付の手数料 200円 ▶ 200円

4 見直しの 結果 (想定)



【令和8年度見込み（R5決算比）】

- 使用料等収入 約9億円 ▶ 約13億円 (+約4億円)
- 施設運営費 約54億円 ▶ 約61億円 (+約7億円)
- 歳入と歳出の差（公費負担分） 約45億円 ▶ 約48億円 (+約3億円)

施設使用料等の収入は増加するが、その上昇率以上に物価高騰等による施設運営費が増加する。

結果、歳入と歳出の差（公費負担分）は広がるが、使用料等の見直しにより、公費負担分を抑制できる。

5 施行期日

令和8年4月1日

長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

1 概要

保存修理工事が完了した**重要文化財「旧長崎英國領事館」**を、**令和8年1月30日に開館**し、展示施設や旧居留地の観光ガイダンスとして市民・観光客に幅広く親しんでもらうため、公の施設として位置付けるもの。

2 改正内容

旧長崎英國領事館

- | | |
|---|---|
| 1 | 「旧長崎英國領事館」として、旧長崎英國領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 |
| 2 | 「野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。 |

3 施行期日

令和8年1月30日

旧長崎英國領事館の開館に伴うオープニングセレモニー及び運営に係る経費を補正するもの。

予算額（合計）：10,769千円

（内訳）

オープニングセレモニー費：1,793千円
運営費：8,976千円



重要文化財 旧長崎英國領事館

長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

1 主な改正内容

東山手・南山手地区の市有の洋館について、市民や観光客にとって魅力的な活用を行うことを目的に、今後民間活力を導入することから、公の施設の一部を廃止するもの。



①古写真・埋蔵資料館
(東山手洋風住宅群)



②べっ甲工芸館
(旧長崎税関下り松派出所)



③須加五々道美術館
(南山手乙9番館)



④南山手レストラン
(南山手乙27番館)

2 施行期日

①②③令和8年4月1日 ④令和9年4月1日

3 スケジュール (予定)

時 期	内 容
令和7年9月	・アドバイザリー業務① (公募のための条件整理等)
令和8年4月	・アドバイザリー業務② (公募の募集要項(案)の作成等)
令和9年1月	・民間事業者の公募実施
12月	・契約議案 ・以降、順次事業を実施



長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工 請負業務に係る契約締結について

1 事業概要

長崎原爆資料館の展示更新にあたり、市が策定した「長崎原爆資料館展示更新基本計画」及び「長崎原爆資料館展示更新基本設計」に基づいて、実施設計及び制作施工を行うもの

2 契約金額

500,955,022円

内訳	実施設計（令和7年度）	24,773,545円
	制作施工（令和8年度）	476,181,477円

3 契約相手方

株式会社 乃村工藝社

※公募型プロポーザル方式により事業者の提案を受け、特定審査委員会での結果を踏まえ選定

4 履行期間

議会の議決を受けた日から令和9年3月12日まで

令和7年9月補正予算

新文化施設等整備民間活力導入可能性調査費

3,500万円

新たな文化施設を整備予定の市庁舎本館跡地とその周辺について、民間活力を導入し、面的な整備による賑わい創出や市の財政負担軽減を図るため、事業の実現可能性を定量的・定性的に分析し、適切な事業手法を調査します。

事業内容

○民間手法導入に係る調査・検討業務

- ◆事業概要（目的、施設規模・機能、事業特性等）の設定
- ◆事業条件（事業範囲、事業期間、費用負担、資金調達、法的な規制等）の整理
- ◆事業方式・スキームの比較検討

○民間手法導入に係る検証・分析業務

- ◆民間事業者ヒアリング
- ◆VFMの検証
- ◆リスク分析
- ◆総合評価と今後の課題整理

対象施設位置図



事業期間 令和7年度～令和8年度

令和7年9月補正予算

販路開拓促進事業費

566万5千円

ながさきの魚や干物、かんぼこ、角煮やカステラ、中華菓子など魅力的で高品質な市産品の認知度向上、消費拡大を図り、持続的な食品産業を確立するために必要な調査・分析を行います。

事業内容

現在取り組んでいる「長崎市産品振興による地域活性化事業」(※)で顕在化した生産現場の課題（生産規模拡大、高付加価値化など）に係る調査・分析を行います。

財源

新しい地方経済・生活環境創生交付金 補助率 1/2
(第2世代交付金)



※ 長崎市産品振興による地域活性化事業について

令和7年4月から、持続的な食品産業の構築を目的として、市内で生産、製造される産品の販路開拓・拡大をはじめ、認知度向上、市場ニーズ・消費者視点を重視した商品開発・改良等について、食品流通専門の団体である（一社）離島振興地方創生協会に委託し、市内事業者への伴走支援を実施。